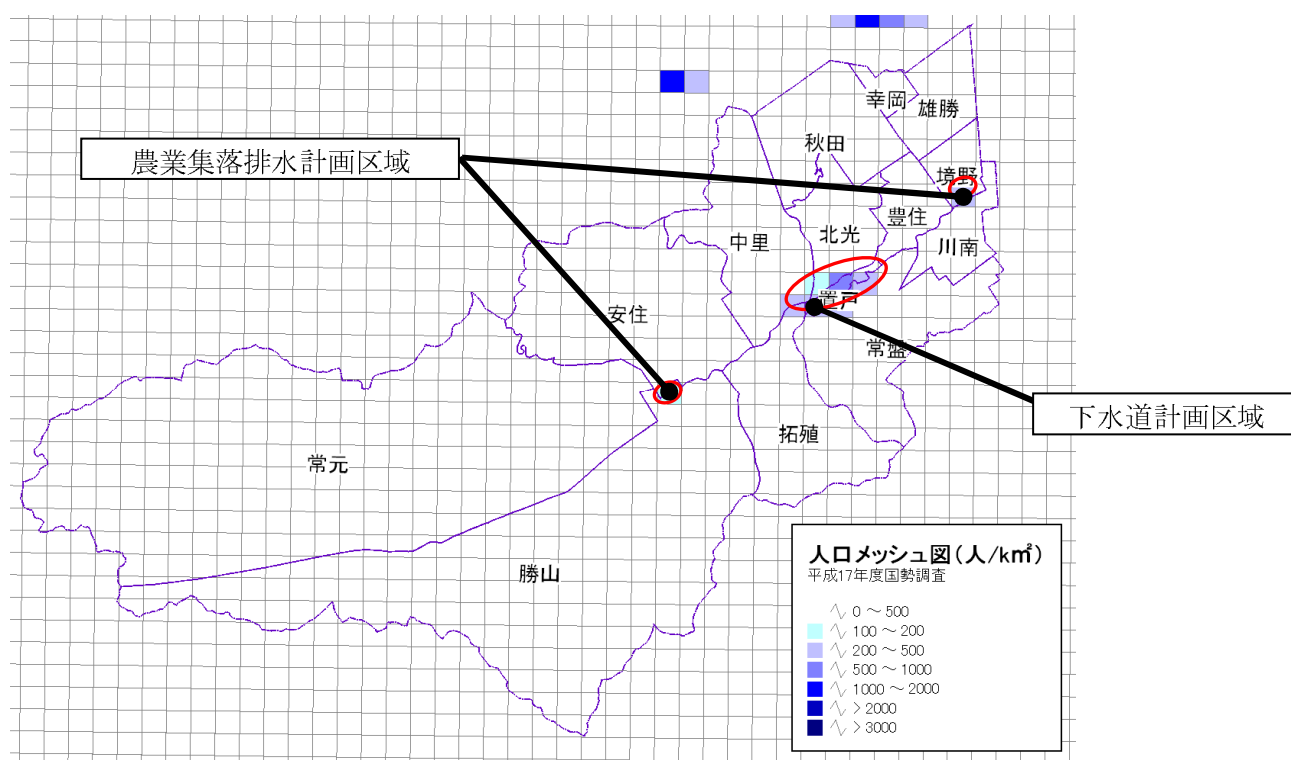


2.3.3 汚水処理の現状と課題

現 状

- ▶ 置戸町の汚水処理施設は、生活環境の改善や公共用水域の保全を図るため、公共下水道、農業集落排水、個別排水処理により整備が進められている。
- ▶ 平成19年度末の汚水処理人口普及率は82.5%（2,909人/3,525人）となっており、全国平均の83.7%と比べてもほぼ同水準を示している。
- ▶ 置戸町の人口密度分布は下図のとおりであり、人口密度が集中している地域は、公共下水道事業及び農業集落排水処理事業による集合処理でカバーされている。
- ▶ 処理区域内人口、水洗化人口は、減少傾向にある。ただし、処理区域内人口、水洗化人口の減少幅は、行政人口の減少幅に比べて緩やかである。
- ▶ また、置戸町では、管理業務の効率化の観点から、汚泥処理の広域化の取り組みを積極的に推進しており、MICS事業※やスクラム下水道※を採用している。

図2-19. 置戸町人口密度分布図（1km²メッシュ）

平成17年度国勢調査, 統計GISより作成

- ※ MICS 事業：公共下水道、農業集落排水事業、合併浄化槽事業において共通した処理工程等の施設を共有化、共同化するもの。
- ※ スクラム下水道：広域的連携を図れる複数の地方公共団体において、下水道施設の共通化・共同化を実施すること。現在、置戸町では、北見市と共同でスクラム下水道を実施している。

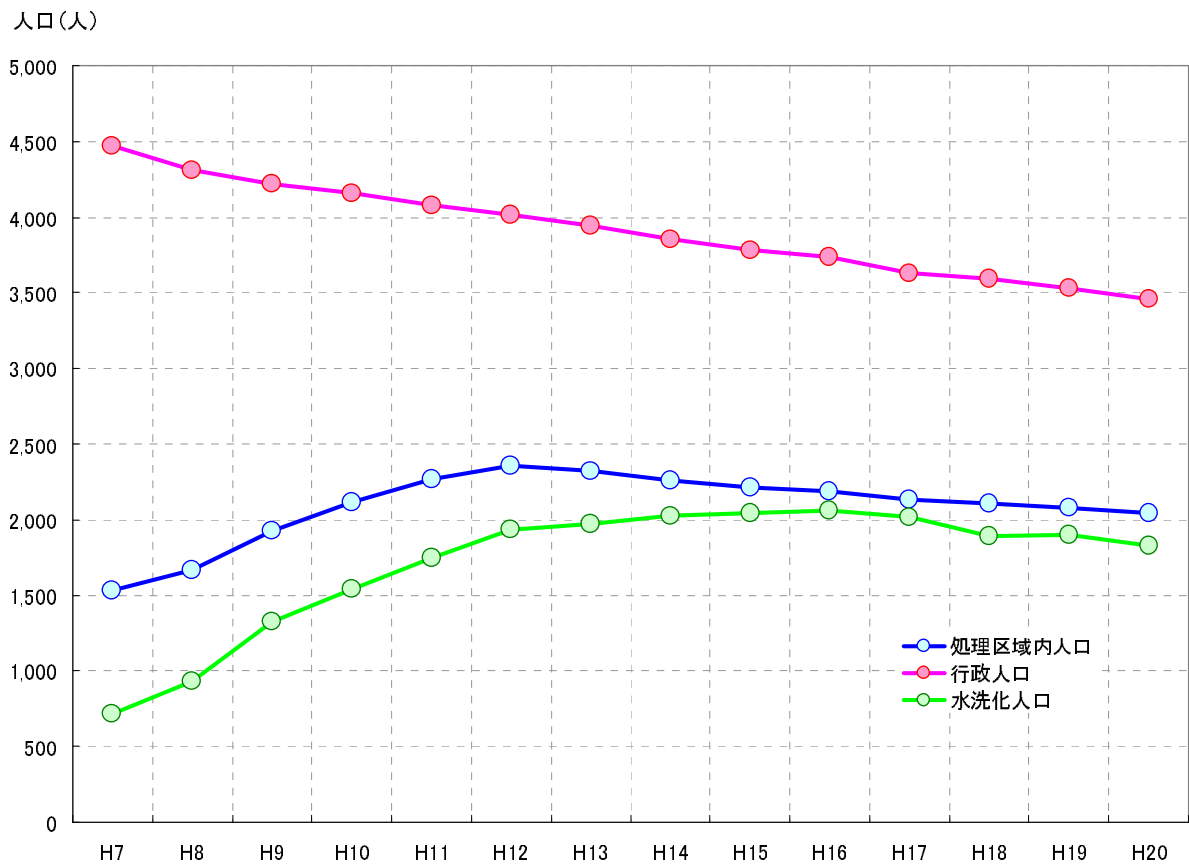


図 2-20. 処理区域内人口、行政人口、水洗化人口との推移

表 2-8. 処理区域内人口、行政人口、水洗化人口の推移

項 目		H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
下水道普及の実績															
行政人口	(人) ①	4,471	4,313	4,223	4,155	4,078	4,015	3,946	3,856	3,783	3,736	3,626	3,594	3,527	3,463
処理区域内人口	(人) ②	1,531	1,667	1,929	2,114	2,265	2,355	2,320	2,259	2,214	2,185	2,129	2,102	2,083	2,044
水洗化人口	(人) ③	720	933	1,329	1,540	1,746	1,936	1,974	2,021	2,047	2,058	2,016	1,890	1,896	1,827

※ 平成7年から平成12年までの行政人口、平成17年度の処理区域内人口、平成14年の水洗化人口は年度末値を示す。

課 題

- ① 今後とも更なる汚水処理人口普及率の向上を推進していく。

2.3.4 地震対策の現状と課題

現 状

- ▶ 下水道施設が被災した場合、管路施設の流下機能損失による生活空間での汚水の滞留や処理施設の処理機能の喪失に伴う未処理下水の流出による公共用水域の汚染により、伝染病の発生等公衆衛生上の問題が発生する恐れがあるばかりか、交通障害の発生、トイレの使用が不可能となるなど、住民の健康や社会活動に重大な影響を及ぼす。
- ▶ 道内での大規模な地震は、釧路沖(平成 16 年, 平成 5 年)、十勝沖(平成 15 年, 昭和 43 年, 昭和 27 年)、東方沖(平成 6 年, 昭和 44 年)、南西沖(平成 5 年)、浦河沖(昭和 57 年)等が発生しており、釧路沖(平成 5 年)では約 29 億円、南西沖(平成 5 年)では約 5 億円、東方沖(平成 6 年)では約 45 億円、十勝沖(平成 15 年)では約 27 億円もの下水道施設への大きな被害が発生している。
- ▶ 一方、置戸町は、これまで大きな地震の被害を受けていないため、地震対策の優先順位は低いものの、我が国においては、地震はいつ、どこで発生してもおかしくないため、将来的には、財政状況を踏まえつつ、地震対策についても検討を行う必要がある。
- ▶ 国の下水道による地震対策としては、これまでも、兵庫県南部地震の教訓を踏まえ平成 9 年に耐震設計基準を見直したほか、新潟県中越地震での甚大な施設被害の発生を受けて平成 17 年に下水道法施行令を改正し耐震基準を制定したところであり、これらに基づいて国は耐震診断の実施を促している。
- ▶ しかし、本事業の施設のほとんどが、現行耐震基準施行前の平成 17 年以前に整備されたものであり、現在、これら施設の耐震診断を行っていない。

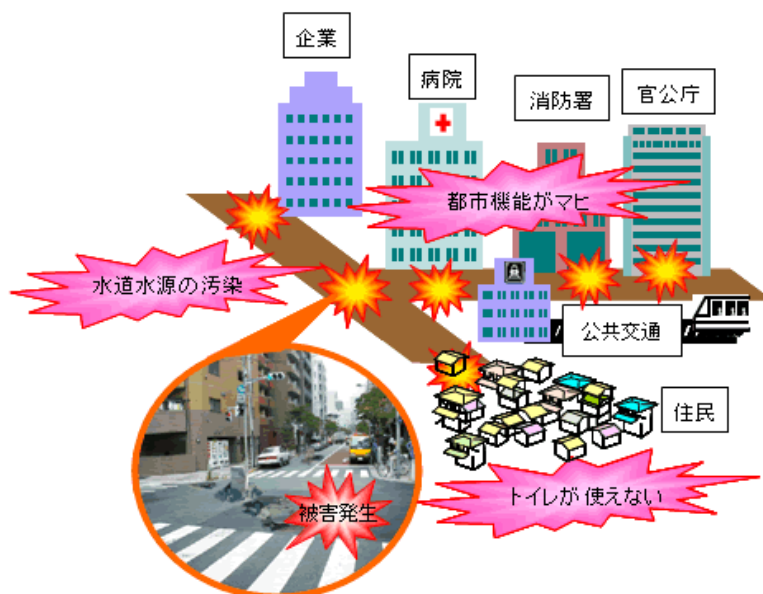


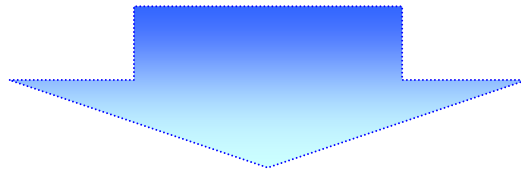
図 2-21. 下水道施設が被災した場合の影響事例

参照：国土交通省 HP より作成

課 題

- ▶ 福岡県西方沖地震や能登半島地震のように現状の予測で大規模地震発生の可能性が必ずしも高くないとされていた地域においても地震が発生するなど、いつどこで大規模地震が発生してもおかしくない状況の下、地震対策を講じておく必要がある。
- ▶ 下水道施設が被災した場合、住民生活、社会活動に与える影響が極めて大きく、また災害後の復旧活動に大きな支障を与える可能性が高いため、公共下水道の地震対策は、「防災」及び「減災」の両面から、地震時において公共下水道が有すべき機能の必要度や緊急度に応じて段階的な目標を設定する必要がある。
- ▶ また、放流先水域が上水道水源に位置することから、特に本事業においては地震対策を行う必要性がある。

よって、置戸町の地震対策に係る課題は以下のとおりに整理される。



課 題

- ① 災害時、被災後における下水道の処理機能を確保しなければならない。
- ② 施設の重要度に応じた、計画的、段階的な地震対策を実施する必要がある。

2.3.5 浸水対策の現状と課題

現 状

- ▶ 近年、下水道の計画規模を大きく上回る集中豪雨が全国的に多発しており、内水氾濫の被害リスクが増大している。
- ▶ 道内においても3日間100mm以上の降雨が増加傾向にある。
- ▶ 置戸町では、平成10年度に一部床下の浸水が発生したが、その後、雨水管渠整備を行っており、整備後の浸水被害は発生していない。

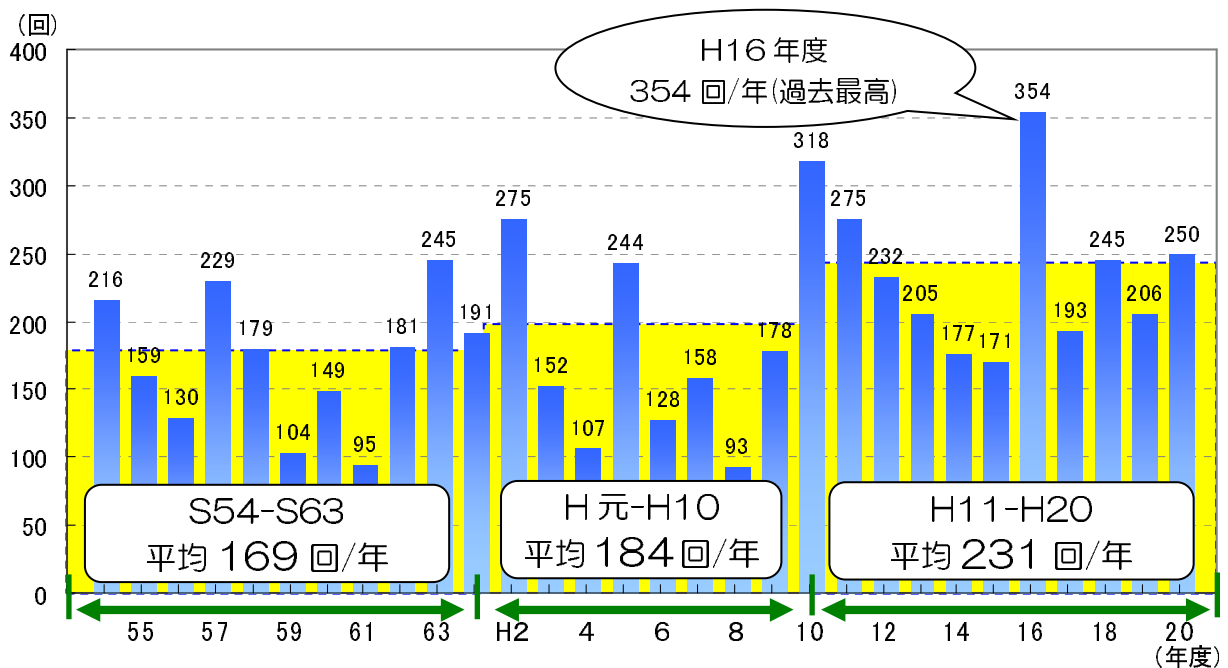


図 2-22. 1 時間降水量 50mm 以上の発生回数の経年変化（全国 1,300 地点アメダスデータより）

参照：気象庁 HP より作成

※ アメダスの地点数は、1976 年当初は約 1,100 地点だったが、1979 年には約 1,300 地点に増え現在にいたっている。よって、年による地点数の違いの影響を避けるため、1,000 地点あたりの発生回数を比較した。

課 題

- ① 置戸町では、これまで浸水被害（内水）がほとんど起きてないため、今後とも浸水対策における事業の優先度は低い。
- ② 緊急時には、関係機関と連携して被害の軽減に努める必要がある。

2.3.6 水環境の現状と課題

現 状

- ▶ 置戸町には、23 種もの絶滅危惧種や希少種が確認されており、「北海道の希少野生生物北海道レッドデータブック 2001」に記載されている。特に生息環境が水環境と関係する生き物・植物は 7 種類である。
- ▶ この豊かで優れた環境を保全し、次の世代へ引き継ぐためには、様々な経済社会活動の水利用において、水環境への負荷を低減していくことが必要である。
- ▶ 置戸町公共下水道の放流先河川である常呂川上流では、水質環境基準 BOD2.0mg/L が設定されている。
- ▶ 上常呂計測地点では、環境基準値を全ての年度(平成 9 年度～平成 19 年度)で満たしている。

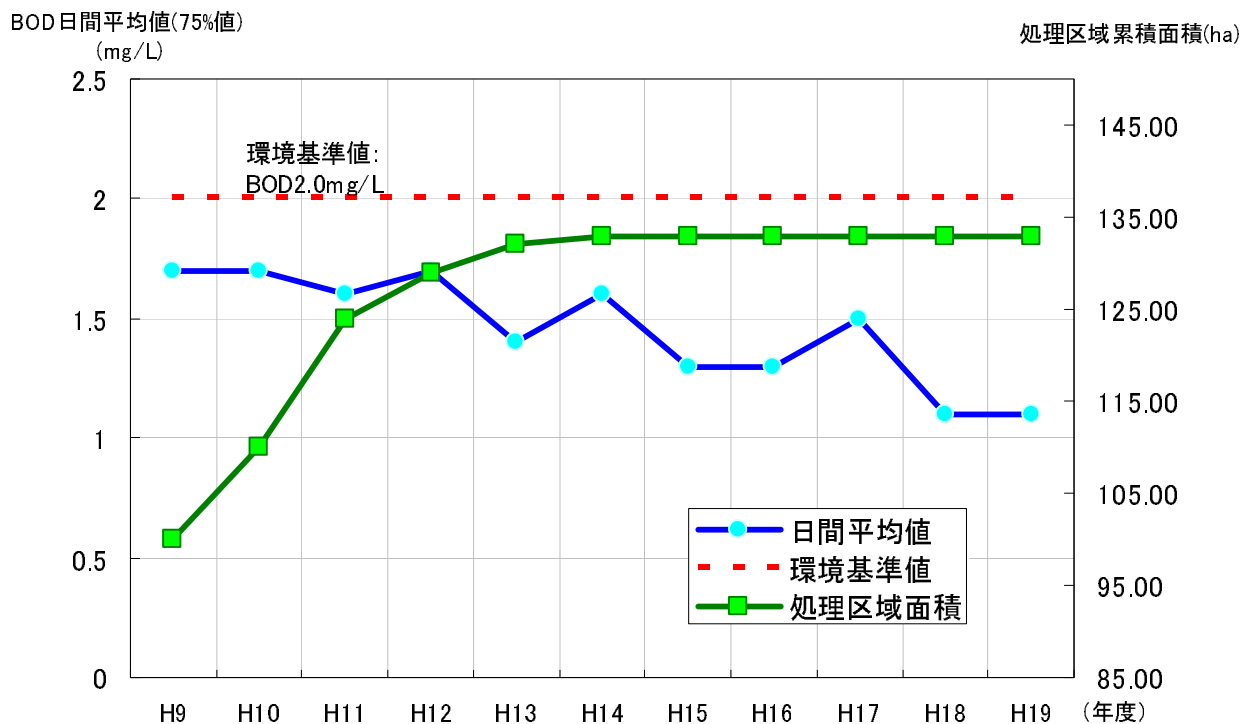
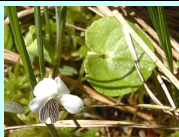


図 2-23. 常呂川（上常呂）の BOD 日間平均値と公共下水道処理区域累積面積の経年変化

参照：常呂川（上常呂）の BOD 日間平均値は環境省 HP 参照

※ 水質環境基準：人の健康の保護、および生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として環境基本法第 16 条に基づいて定められているもの、ここでは、上常呂計測地点

表 2-9. 置戸町に生息する北海道レッドデータブック記載生物

和名または学名	分類群	RDBランク	主な生息環境	イメージ図
ク マ ゲ ラ	鳥類	絶滅危急種 (Vu)	森林	
エ ゾ ラ イ チ ョ ウ	鳥類	希少種 (R)	森林	
ヨ タ カ	鳥類	希少種 (R)	森林	
オ オ ア カ ゲ ラ	鳥類	留意種 (N)	森林	
オ シ ョ ロ コ マ	魚類	希少種 (R)	河川	
ハ ナ カ ジ カ	魚類	留意種 (N)	河川	
ク ロ ミ サ ン ザ シ	植物	絶滅危機種 (Cr)	森林	
イ チ ョ ウ ラ ン	植物	絶滅危急種 (Vu)	森林	
ク シ ロ ワ チ ガ イ ソ ウ	植物	絶滅危急種 (Vu)	森林	
マ ル ミ ノ ウ ル シ	植物	絶滅危急種 (Vu)	草原	
ア カ ン カ サ ス ゲ	植物	希少種 (R)	湿地	
ア カ ン ス ゲ	植物	希少種 (R)	湿地	
イ ワ カ ゲ ワ ラ ビ	植物	希少種 (R)	森林	
エ ゾ ヒ メ ア マ ナ	植物	希少種 (R)	河畔	
カ ラ フ ト イ バ ラ	植物	希少種 (R)	草原	
カ ラ フ ト ミ ヤ マ シ ダ	植物	希少種 (R)	森林	
ケ ウ ス バ ス ミ レ	植物	希少種 (R)	湿地	
マルバチャルメルソウ	植物	希少種 (R)	森林	
ミ ヤ マ イ ワ デ ン ダ	植物	希少種 (R)	岩場	
ミ ヤ マ フ タ バ ラ ン	植物	希少種 (R)	森林	
ヤ マ シ ャ ク ヤ ク	植物	希少種 (R)	森林	
ヤ マ ム ギ	植物	希少種 (R)	草原	
ワ サ ビ	植物	希少種 (R)	河川	

出典：「北海道の希少野生生物 北海道レッドデータブック 2001」

※水色の塗りつぶし箇所は、水域に直接関係する生物を示す

絶滅種 (Ex)	すでに絶滅したと考えられる種または亜種
野生絶滅種 (Ew)	本道の自然界ではすでに絶滅したと考えられているが、飼育等の状態で生存が確認されている種または亜種
絶滅危機種 (Cr)	絶滅の危機に直面している種または亜種
絶滅危惧種 (En)	絶滅の危機に瀕している種または亜種
絶滅危急種 (Vu)	絶滅の危機が増大している種または亜種
希少種 (R)	存続基盤が脆弱な種または亜種（現在のところ、上位ランクには該当しないが、生息・生育条件の変化によって容易に上位ランクに移行する要素を有するもの）
地域固有種 (LP)	保護に留意すべき地域個体群
留意種 (N)	保護に留意すべき種または亜種（本道においては個体群、生息生育ともに安定しており特に絶滅のおそれはない）

■ 課 題

- ① 現在、適切に水処理が行われており、水環境に係る課題はない。今後も地域の環境保全に資するために適切な水処理を行う必要がある。

2.3.7 下水道資源の利活用の現状と課題

現 状

- ▶ 近年、下水汚泥の減量化や有効利用の推進が重要な課題となっており、加えて循環型社会への転換、廃棄物処理処分の適正化が社会的な問題となっている。
- ▶ その一手法としてコンポスト施設で緑農地利用することは、有効的な資源につながり地域住民に還元できる。
- ▶ 置戸町では、MICS 事業やスクラム下水道を採用し、広域的・効率的な汚泥処理を実施している。
- ▶ 発生汚泥量（脱水ケーキ）は増加傾向にある。

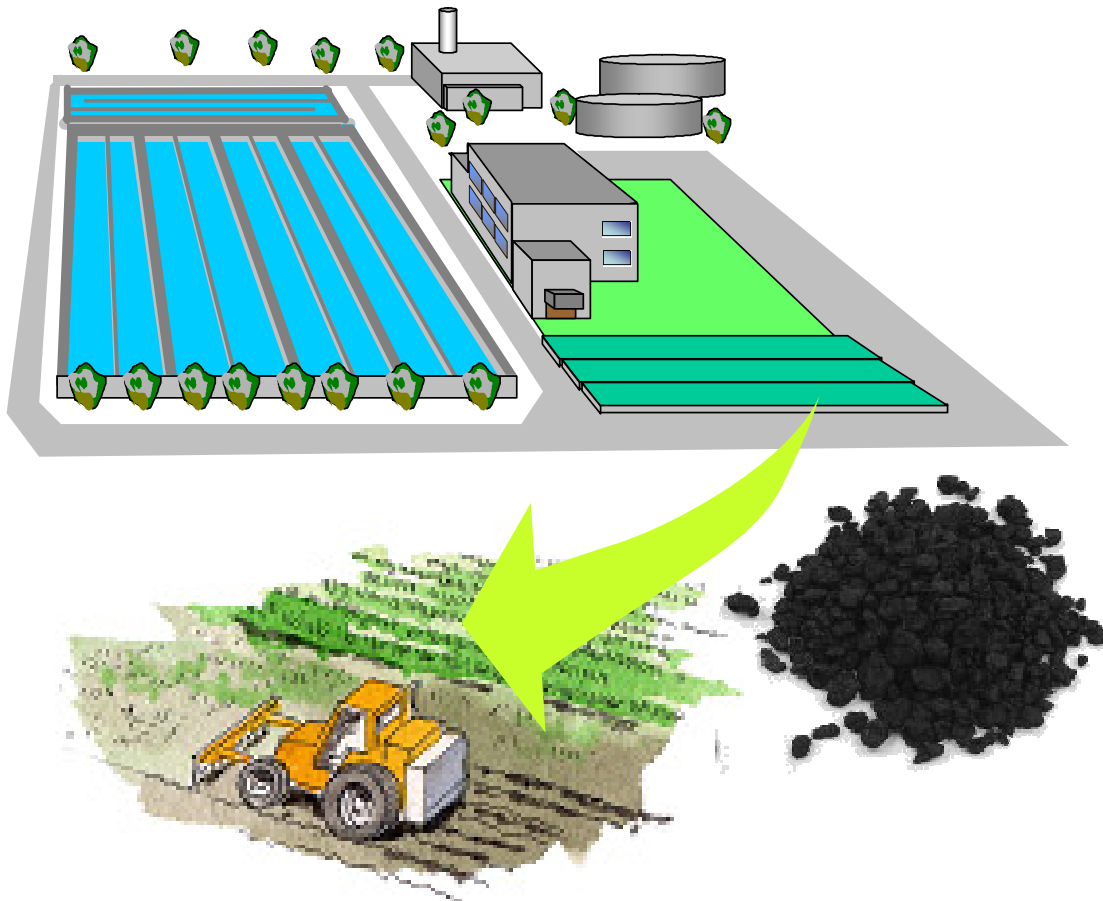


図 2-24. 置戸町の汚泥処理のイメージ

発生汚泥量(t/年)

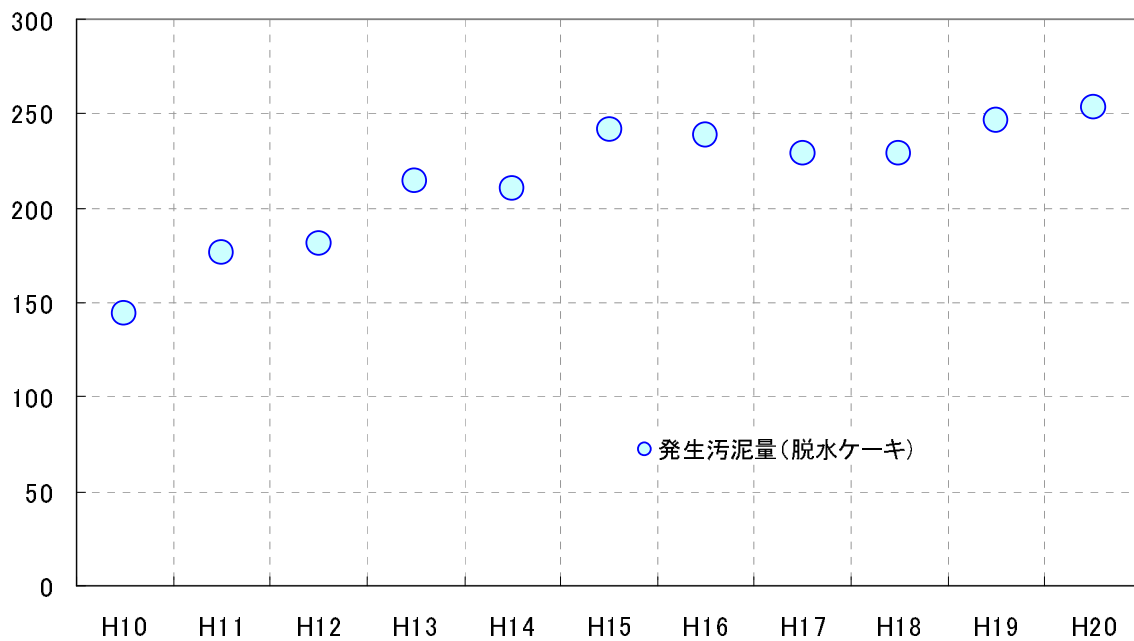
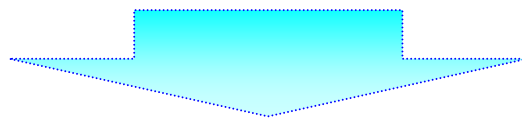


図 2-25. 発生汚泥量の推移

課 題

- ▶ 国の方針として、循環型社会形成推進基本法や個別リサイクル法が制定され、下水汚泥についての有効利用及び汚泥の処分量の削減が求められている。
- ▶ 一方、町内の農業従業者は、下水汚泥の利用に関して若干の抵抗感が存在しており、安全性に問題がないことを啓発していくことが必要である。
- ▶ 今後も置戸町における資源循環に資するため、汚泥の有効利用を継続していくことが肝要である。

よって、具体的な課題として以下の項目が挙げられる。



課 題

- ① 汚泥の有効利用を継続していくことが肝要である。

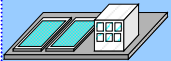
2.3.8 置戸町公共下水道事業の課題のまとめ

以上より、置戸町の課題は、以下のとおり整理される。



下水道経営

- ① 町全体の財政状況を見据えながら下水道事業の財政状況の把握を行わなければならない。
- ② 将来の見通しを明らかにし、経営基盤を強化する必要がある。
- ③ 事業の重要度や優先度をふまえて計画的な事業を実施する。
- ④ 使用料水準について検討し、地域住民の理解を得ながら適正な価格設定を行う。



下水道施設

- ① 全国的に管路施設の老朽化等に起因した道路陥没が増加傾向にあり、日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止を未然に防止する必要がある。
- ② 下水道施設の適切な計画的維持管理に務めなければならない。



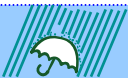
汚水処理

- ① 今後とも更なる汚水処理人口普及率の向上を推進していく。



地震対策

- ① 災害時、被災後における下水道の処理機能を確保しなければならない。
- ② 施設の重要度に応じた、計画的、段階的な地震対策が必要である。



浸水対策

- ① 置戸町では、これまで浸水被害がほとんど起きてないため、今後とも浸水対策における事業の優先度合いは低い。
- ② 緊急時には、関係機関と連携して被害の軽減に努める必要がある。



水環境

- ① 現在、適切に水処理が行われており、水環境に係る課題はない。今後も地域の環境保全に資するために適切な水処理を行う必要がある。



下水道資源の利活用

- ① 汚泥の有効利用を継続していくことが肝要である。

第3章 取組み方針の検討

3.1 地域将来像の整理

近年の少子高齢化や深刻な財政難など置戸町を取り巻く環境はめまぐるしく変化し、先の見通しの立たない厳しい時代の転換期を迎えている。

第5次置戸町総合計画（平成22年度～平成31年度）は、置戸町の抱える課題を踏まえるとともに、情勢を的確にとらえながら長期的な視点に立って置戸町がめざす姿と進むべき道筋を明らかにした上で、「置戸町まちづくり基本条例」で定める町民が主役となった取り組みを大切にしたい、町民と町がともに行動して町民憲章の趣旨に沿ったまちづくりを推進していくための指針である。

【 置戸町の将来像 】

第5次置戸町総合計画における置戸町の将来像は、豊かな自然のなかで町民一人ひとりが主役となって行動し、互いに支えあい、いきいきと輝いて暮らせる置戸町を築いていくことを目指して、下記の将来像を設定している。

自 然 を 愛 し、人 に や さ し い ま ち

また、上記の将来像の実現に向けて第5次置戸町総合計画では、5つの基本目標を掲げ、施策を展開している。下水道の整備は基本目標の中で「自然豊かな住みよいまちづくり」に位置付けられる。

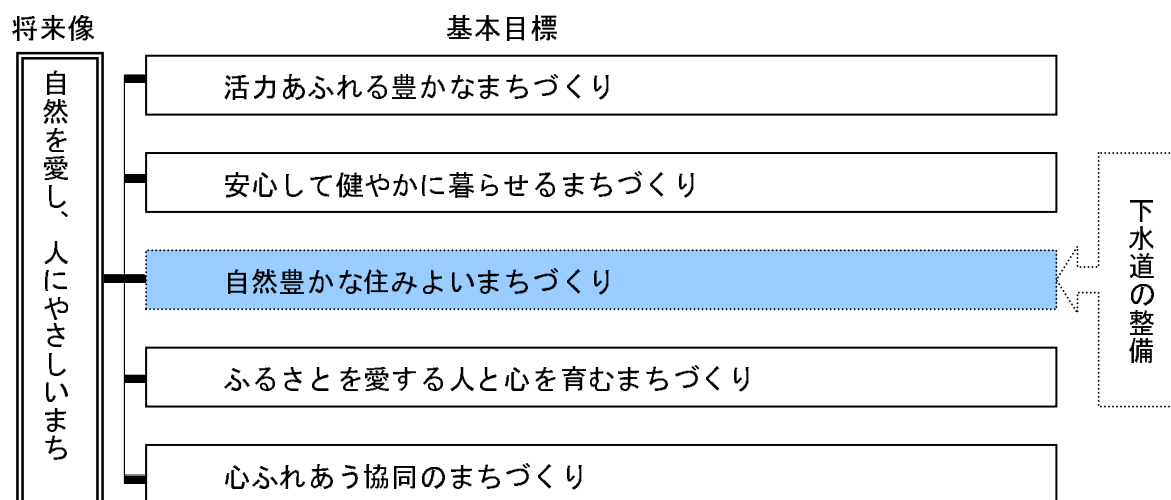


図3-1. 第5次置戸町総合計画

● 3.2 国や道による下水道政策の方向性の整理

3.2.1 国の下水道政策の方向性

平成17年度に国土交通省より「良好な環境を創造する」、「安全な暮らしを支える」、「21世紀の活力を支える」といった下水道の役割を踏まえ、基本コンセプトである「循環のみち」とこれを支える「水のみち」、「資源のみち」、及び「施設再生」の3つの基本方針が定められた「下水道ビジョン2100」が取りまとめられた。

また、平成19年度に下水道事業が直面している課題を解消するために必要な中期（概ね10年程度）の施策の有り方と具体的施策を取りまとめた「下水道中期ビジョン～循環のみちの実現に向けた10年間の取り組み～」が公表されている。

そのなかで地方公共団体は、下水道事業の主体として、継続的に事業を運営し、機能を維持していく責務を有しており、長期的な視点を持って、下水道施設の管理と経営に向けた取り組みを実施する必要があるとした上で、地域の将来像の実現に向け、施策展開の方針を検討・提示し、関係者と合意形成を図ることが重要であるため、中期の構想として「下水道中期ビジョン」を策定し、図3-2のような事項を記載するものとしている。

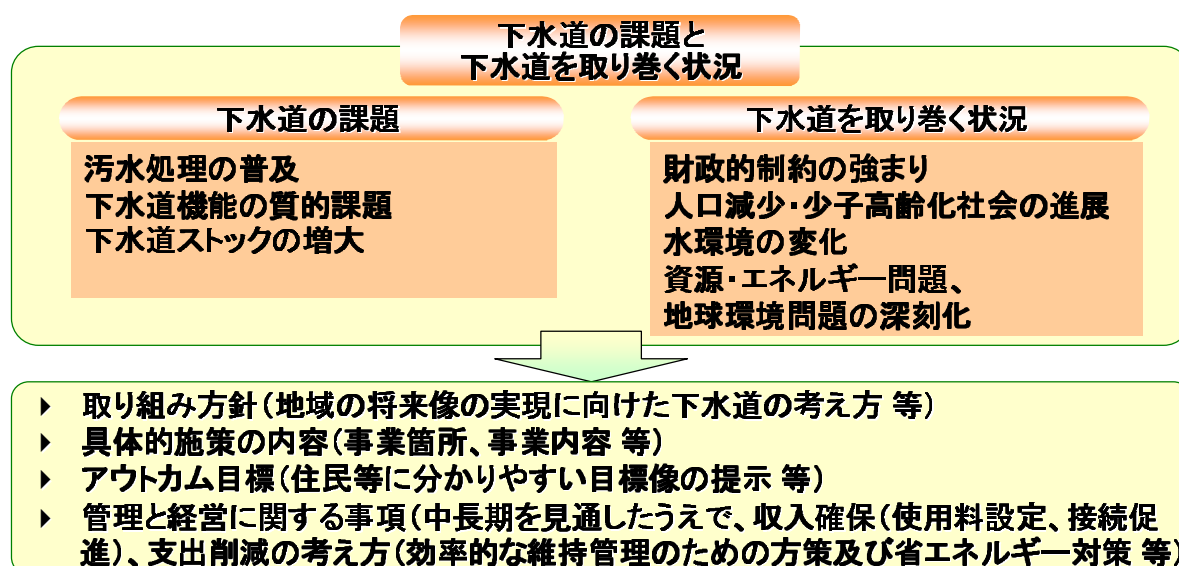


図3-2. 国の下水道政策の方向性

3.2.2 道の下水道政策の方向性

北海道開発局は、国の下水道政策の方向性を受け、平成21年3月に「北海道地方下水道ビジョン～北の大地を支える持続可能な下水道～」を策定し、北海道地方独自の視点から評価や施策の検討を行い、概ね10年の取り組みを示している。

北海道地方下水道ビジョンでは、北海道地方の将来像、国の今後の下水道の方向性、北海道地方の下水道の抱える現状等を踏まえ、「北の大地を支える持続可能な下水道」のもと、以下の3つの目標像を設定している。

- ▶ 安全で安心できる快適な生活環境の実現（暮らし）
- ▶ 豊かな自然環境をまもり、調和のとれた社会の実現（自然）
- ▶ 地域の産業、経済に貢献（地域活力）

地方公共団体における具体的な作業方針は、国が示した「下水道中期ビジョン」と同様の内容とし、各地域の実情に応じた柔軟な対応により策定することが望ましいとしており、平成21年8月には、「下水道中期ビジョン策定の手引き（案）」が通達され、具体的な策定内容について提示している。

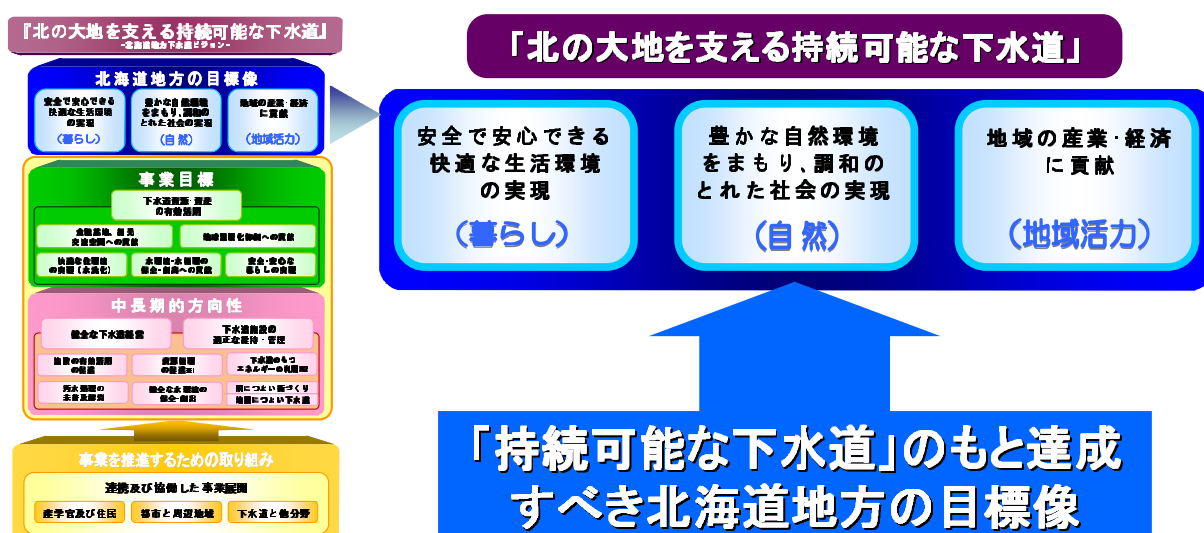
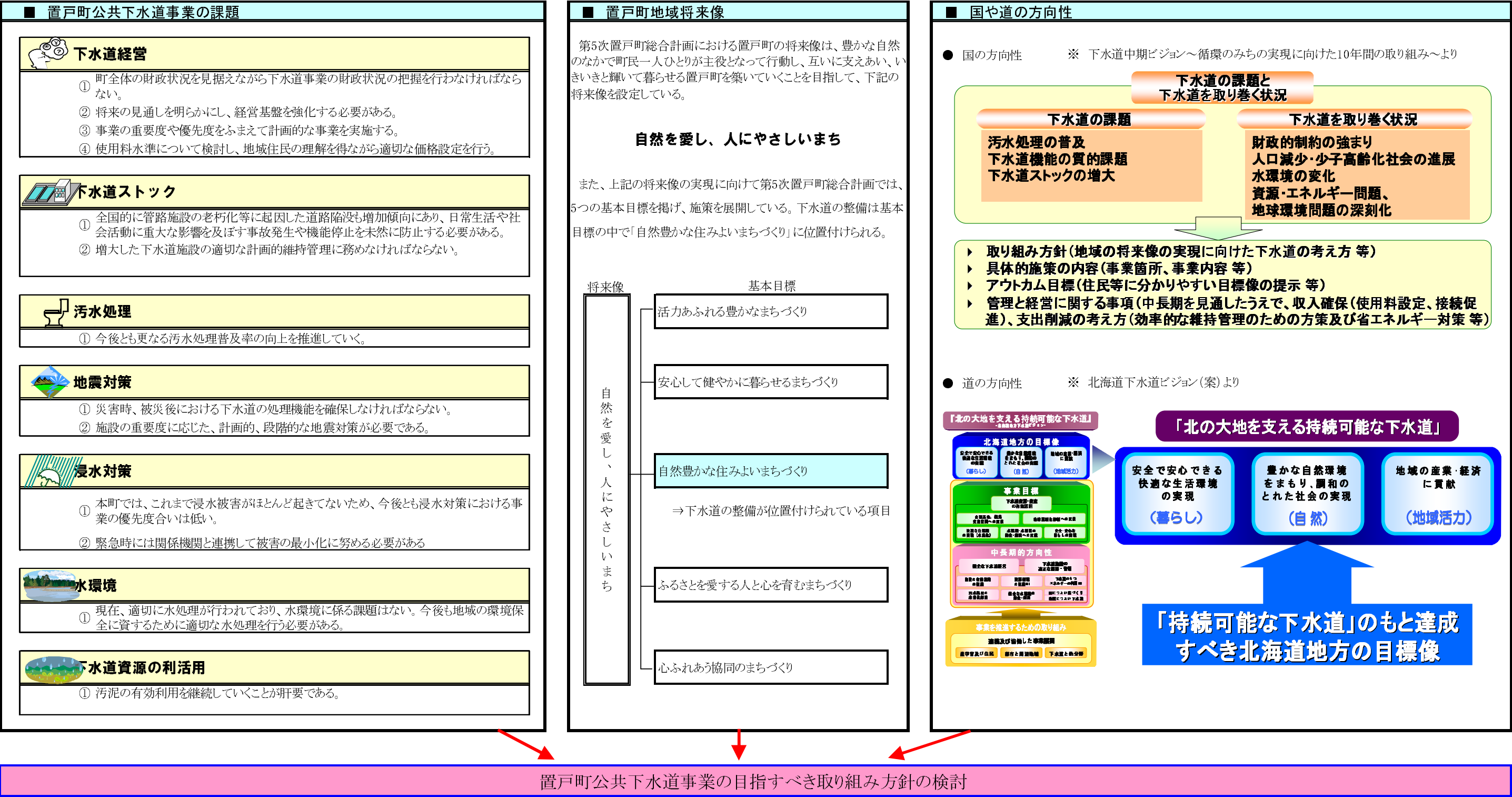


図3-3. 道の下水道政策の方向性

3.3 取組み方針の検討

置戸町下水道ビジョンは、これらの課題に適切に対応するとともに、置戸町の地域特性及び国や道の方針を踏まえつつ置戸町公共下水道事業の取組み方針を設定する。



置戸町下水道中期ビジョンは、置戸町を取り巻く状況や下水道事業の現況と課題を踏まえ、以下の1つの目標像、3つの行動方針、5つの施策を定めた。

1つの目標像

「未来への水づくり」

自然豊かな常呂川流域の水域環境を保全し、次の世代へ美しい環境を守り繋いでいくことを意図して、上記の目標像を設定した。

3つの行動方針 : 目標像を実現するための方針

1. 健全な下水道経営を行い、適切に下水道施設を維持管理する
2. 安全で安心できる快適な生活環境の実現
3. 豊かな自然環境をまもり、地域の産業・経済に貢献する

5つの施策 : 平成22年度から平成31年度にかけて取り組むべき項目

1. 効率的な下水道経営
2. 下水道施設の適切な維持管理
3. 快適な住環境の創出
4. 安心・安全なまちづくりの推進
5. 常呂川流域の環境保全、循環型社会への貢献

置戸町下水道事業の目指すべき方向性について1つの目標像、3つの行動方針、5つの施策の流れを図3-4に示す。

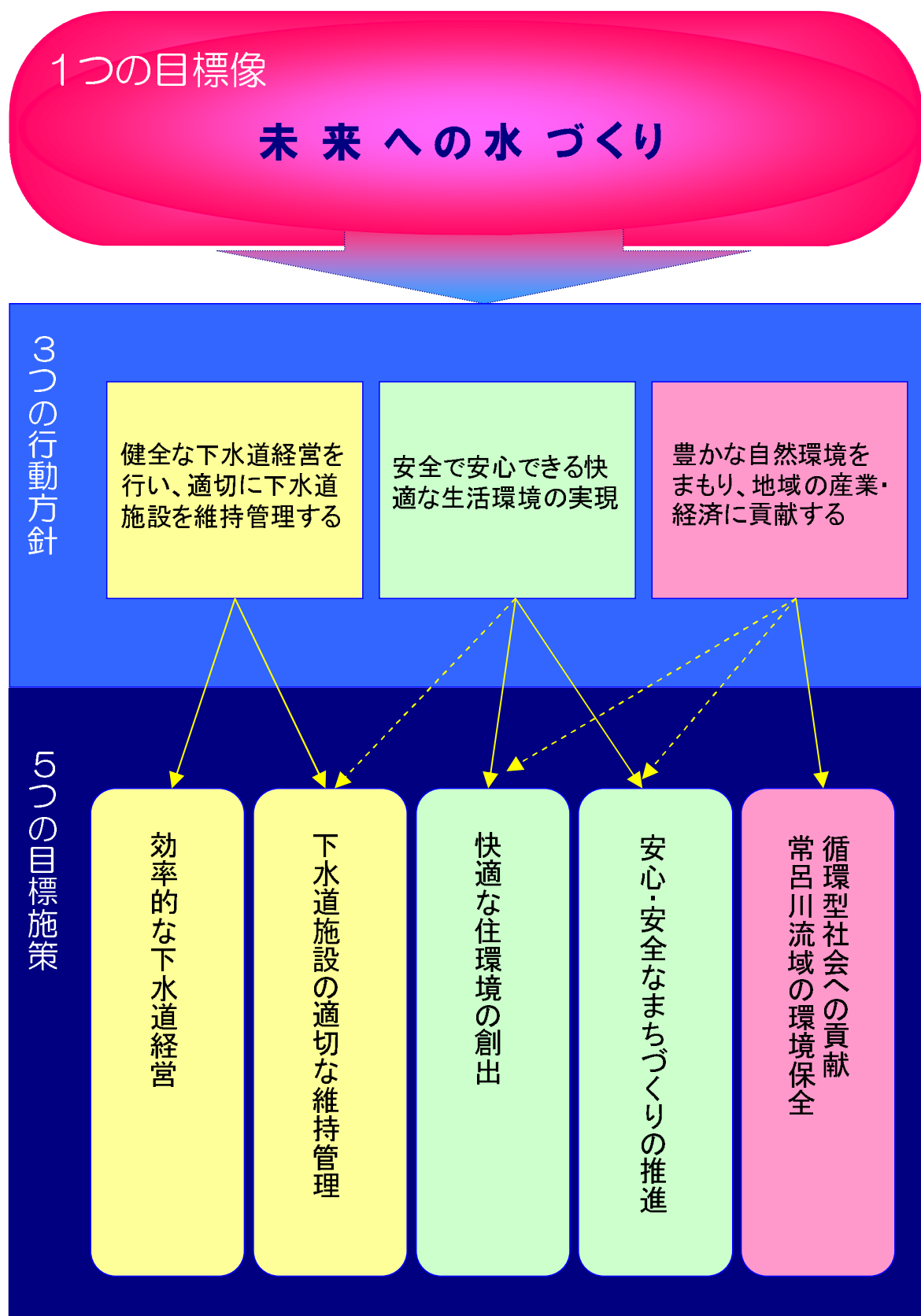


図3-5. 置戸町下水道中期ビジョンの流れ

第4章 具体的な施策の検討

4.1 具体的施策の整理

4.1.1 効率的な下水道経営

[1] 業務の効率化

置戸町では、これまで、処理場運転監視業務、維持修繕業務、水質検査業務など、民間委託が可能な業務について委託化を進めている。

今後も更なる業務の効率化に努めるとともに、現在行っている民間委託の効果を検証したうえで今後の委託の在りかたを検討し、維持費の軽減をはかることができるなど、事業運営上有利と判断される業務について委託化を進める必要がある。なお、委託化にあたっては民間事業者の創意工夫を活かし事業の効率化をはかるため、包括的民間委託などについて検討する。

包括的民間委託は、『民間事業者が施設を適切に運転し、一定の要求水準（性能要件）を満足する条件で、下水処理場の運転・維持管理について民間事業者（受託者）の裁量に任せる』という性能発注の考え方に基づく委託であり、委託の内容によりレベルⅠからレベルⅢに分類される。

下水道管理者は、整備から管理に至る広範囲な分野を担っているとともに、下水の排除に関する責任を有している。したがって、全ての分野を民間に委ねることは難しいが、官と民がそれぞれの特性を活かし、連携して下水道事業を担っていく視点が重要である。

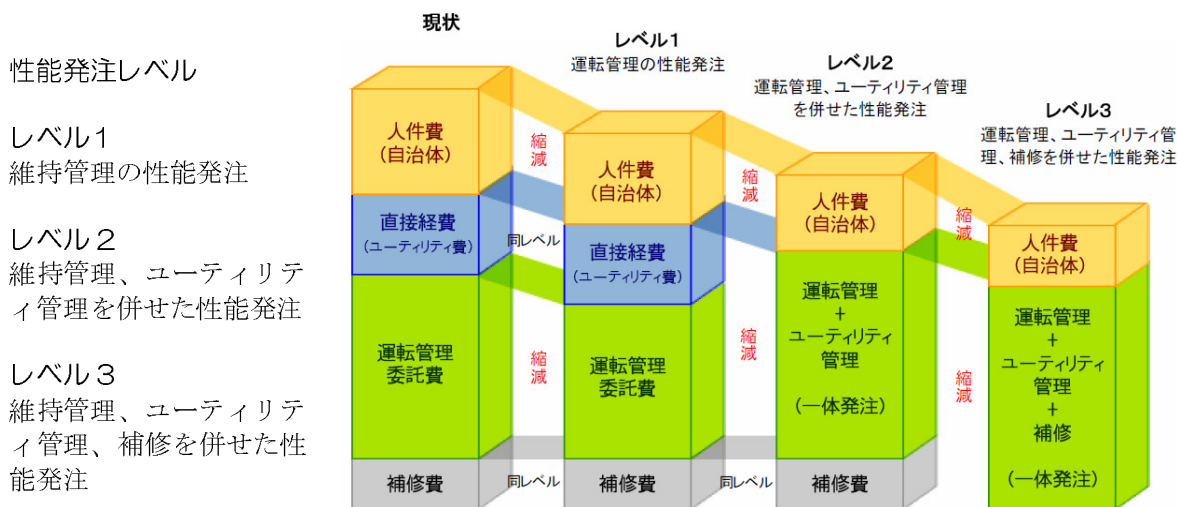


図 4-1. 性能発注とコスト縮減のイメージ

表 4-1. 包括的民間委託の道内実施事例

市町村	事業 種別	処理場名	実施 年度	契約 年数	対象範囲					備 考
					処理場	汚泥処 理施設	ポン プ場	MH ポンプ	その他 施設	
根 室 市	公共	根室下水終末処理場	H16.4	5	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ		通常考えられる修繕の金額設定無し。突発的項目はケースバイケースで対応。罰金取り決め無し。物価変動は随時見直し。
富 良 野 市	公共	富良野水処理センター	H13.4	1	Ⅱ	Ⅱ		Ⅱ	Ⅲ	維持管理、消耗品購入、燃料費を全部委託。水道代、電気代は別。修繕費は軽便なもののみ対象とする。
	特環	山部水処理センター	H14.10	1	Ⅱ	Ⅱ		Ⅱ	Ⅲ	
栗 山 町	公共	栗山下水道管理センター	H15.4	5	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	
上 富 良 野 町	公共	上富良野浄化センター	H14.4	3	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ		Ⅱ	
斜 里 町	公共	斜里終末処理場	H17.4	3	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	
	特環	ウトロ下水処理場	H17.4	3	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	
興 部 町	公共	興部下水終末処理場	H16.4	1	Ⅲ	Ⅲ		Ⅲ		
	特環	沙留下水終末処理場	H16.4	1	Ⅲ	Ⅲ		Ⅲ		
西 興 部 村	特環	西興部村下水道終末処理場	H18.4	1	I			I		
雄 武 町	公共	雄武浄化センター	H20.4	2	Ⅱ	Ⅱ		Ⅱ		
中 標 津 町	公共	中標津下水終末処理場	H17.4	5	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	特環事業は、濃縮汚泥運搬を対象とする。大規模な修繕は、町事業として公募。災害時などを除いた場合において、基準値を達していない場合は、ペナルティを設定している。
	特環	養老牛温泉浄化センター	H17.4	5	Ⅱ					

※ 実施自治体は、「平成 19 年度下水道統計」（社団法人日本下水道協会）を参照。

※ 備考欄は「週間下水道情報第 1461 号」（財団法人下水道新技術推進機構、平成 17 年 10 月 4 日発行）を参照。

[2] 計画的な改築更新投資

将来にわたり事業を継続していくためには、適切な施設整備と健全な経営を両立していくことが必要となる。したがって、改築更新の投資には、中長期的な経営計画を策定し、費用対効果や緊急度を十分に考慮した計画的な施設整備を進める。また、投資時期については、「標準的耐用年数で更新」ではなく、「経済的耐用年数で更新」することにより事業量を平準化する。

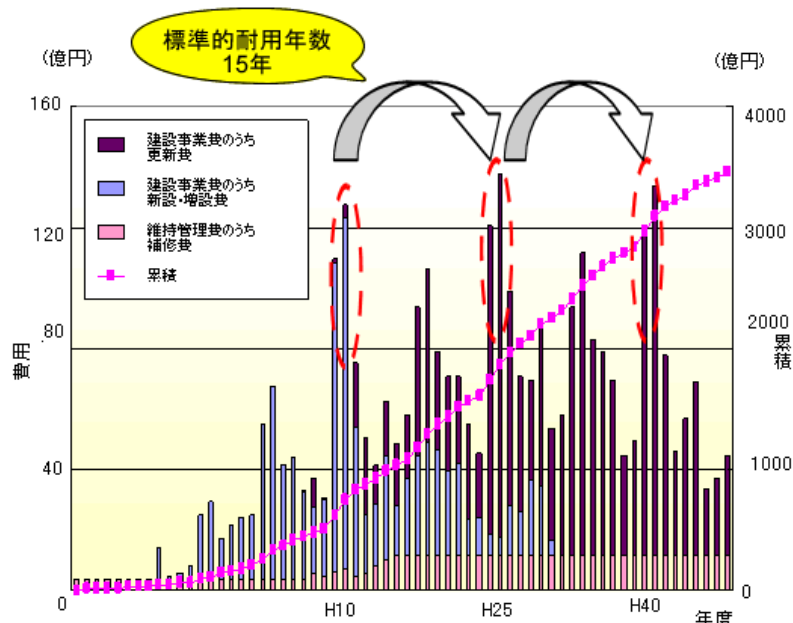


図 4-2. 標準的耐用年数をもとにした改築更新事業費のイメージ

標準的耐用年数をもとにした
機器の改築更新事業費の推移
と予測

⇒改築更新時に多額の資本費
が必要となる。

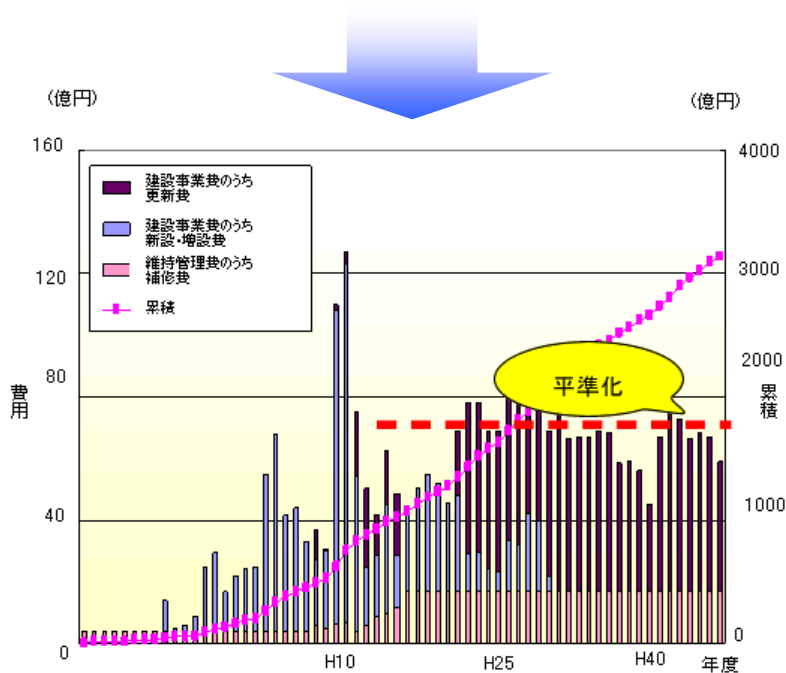


図 4-3. 経済的耐用年数をもとにして平準化した改築更新事業費のイメージ

経済的耐用年数を用いて平準
化した場合の機器の改築更新
事業費の推移と予測

⇒事業量が平準化し、ライフ
サイクルコストを大幅に低減
される。

イメージ図出典：国土交通省 HP

[3] 有収率の向上

有収率は、値が高いほど、使用料徴収の対象となっていない不明水が少なく、必要な水量を効率的に処理していることを示す。有収率が低い場合は、不明水が発生する原因の究明と削減に努めるとともに、そのための適切な対策を講じる必要がある。

置戸町公共下水道の有収率は、平成 19 年度で 85%であり、全国の類型平均 91%を下回っている。今後は、流入実績と有収水量などから不明水の実態を把握し、費用対効果に応じて対策を行う。また、改築更新が必要となる管渠や取り付け管については、適切な施工を行うように促し、不明水の発生を防ぐ。

[4] 水洗化率の向上

置戸町下水道事業の水洗化率は、全国の平均と比較しても高い水準にある。今後とも下水道使用料の早期収納と負担の公平性の確保をめざし、一層の収益率の向上を目指す。

具体的には、広報や戸別訪問、自治会等での周知で下水道事業を紹介し、下水道事業の仕組み（使用料や接続義務など）や必要性（水質保全効果など）を住民に知って頂き、理解を得ることで接続率の向上や安定的な使用料収入の確保を図る。

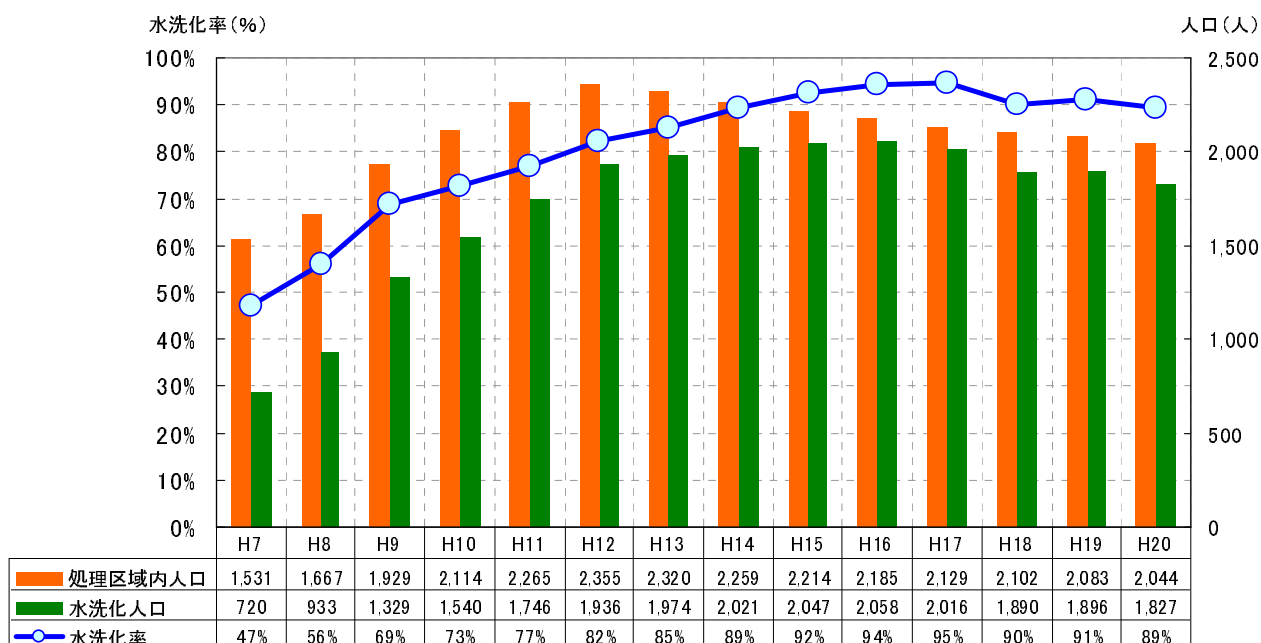


図 4-4. 水洗化率の推移

[5] 事業の透明性の確保

現在、下水道をはじめとする公共事業については、効率性及びその実施過程の透明性、事業の情報公開が求められている。これらは、住民の皆様にご理解頂く上でも重要である。

よって、置戸町では、下水道事業の透明性を確保するために、以下の施策を行う。

① 事業評価の実施

事業再評価は、納税者や使用料負担者への説明責任を果たすことを目的に実施するものである。

また、事業再評価では、費用効果分析による検討を用いて事業の正当性を判断する。費用効果分析は、結果が費用便益比(Benefit Cost Ratio、「B/C」と一般に呼ばれる)という数値になって現れるため、事業の正当性を客観的に判断することができる。

② 財務4表の公表

財務4表とは、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書を示すものであり、財務4表を作成することによって、決算書を他都市と比較することが可能になるとともに、借入金残高等の割合を確認できる。

また、財務4表は、公開されることにより、事業の情報公開が確保できる。

資料は、総務省公営企業年鑑に公開される。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei.html

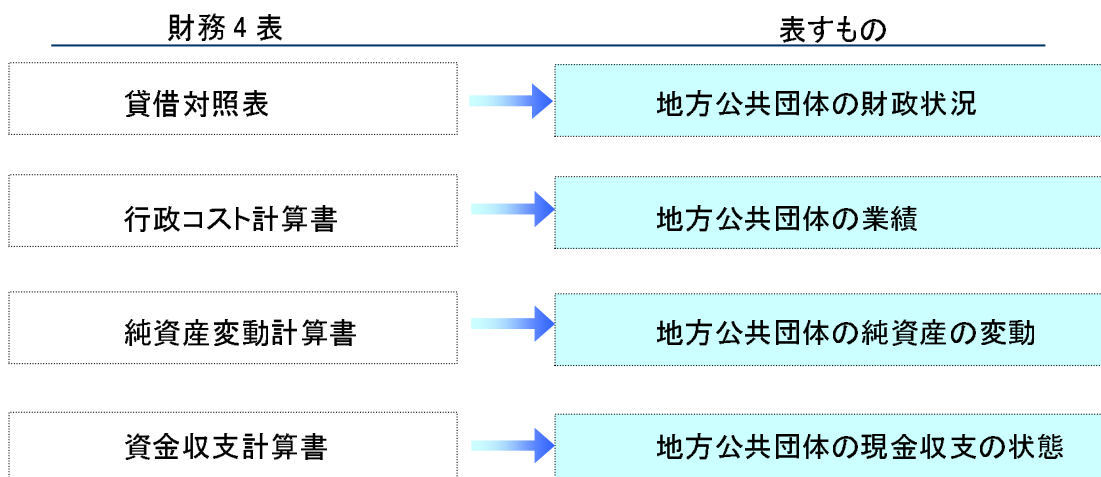


図 4-5. 財務4表によって表される項目

[6] 使用料の適正化

下水道事業については、地方財政法第6条の規定により、特別会計を設け、事業の経営に伴う収支により経営を賄う独立採算制の原則が適用されている。一般会計からの繰出し（粗入財源）により汚水処理原価を回収することは、町内の下水道事業の便宜を享受できる住民とそうでない住民との間に不公平が生じるゆえである。

現在、①置戸町下水道事業の経費回収率は、38.2%（平成19年度）であること、②昨今の置戸町の厳しい財政状況であることを鑑みると、一般会計に過度に依存せず、中長期的に自立・安定した経営基盤を築き、早急な使用料の適正化が必要と考えられる。平成19年度現在の20 m³あたり下水道使用料金は、3,200 円/20 m³であり、全国の類型平均2,992 円/20 m³より高価になっている。

しかし、網走支庁内で比較すると、経費回収率は低い方に位置しているが、下水道使用料は安価な方に位置しており、今後は、人口減少に伴う下水道使用料収入の減少が想定されることも加味して使用料の適正化に向けた検討を行う必要がある。

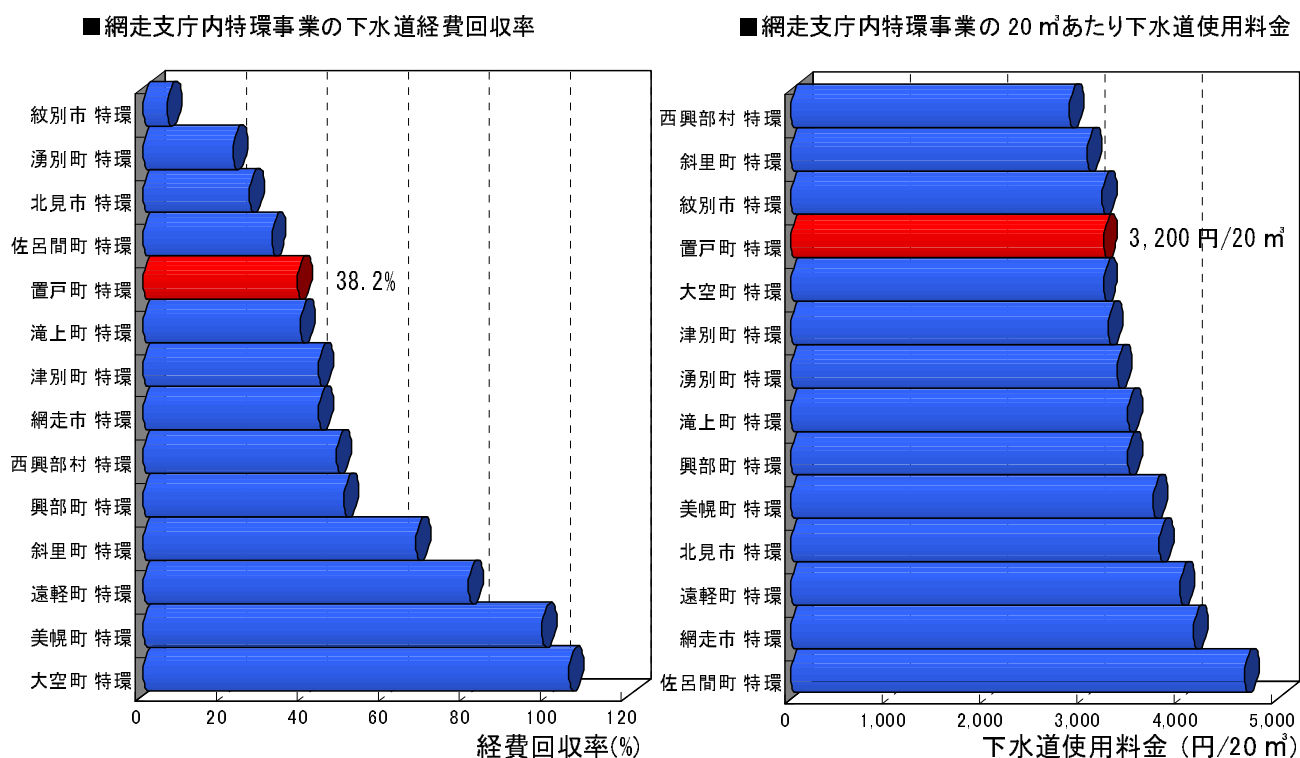


図 4-6. 網走支庁内における経費回収率と使用料金（平成19年度）

参照：総務省公営企業年鑑